解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

鹿児島市武二丁目二七番七号

株式会社ナノ

代表清算人　岩穴口洋典

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

沖縄県浦添市大平一丁目六番三号

有限会社琉球テレビサービス

清算人　新城　秋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

沖縄県浦添市城間四丁目一七番九―二〇五号

合同会社Ｎａｋａ７８１３

清算人　仲田　尚子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十月五日開催の第一三三回臨時組合会で決議し令和八年三月三十一日三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

三重県津市栄町一丁目八四〇番地

三岐薬剤師国民健康保険組合

代表清算人　杉本　守之

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月八日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

兵庫県姫路市白浜町字北浜丙四九二番一一

医療法人社団大村内科

清算人　常村　陽子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月七日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

香川県高松市松縄町八二四番地七

医療法人社団フィリーズ

清算人　西本　正賢

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

岩手県一関市厳美町字若井原一三一番地一

農事組合法人本寺ブルーベリー生産組合

清算人　槻山　隆

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

長野県岡谷市長地柴宮一丁目一八番九号

医療法人小野医院

清算人　小野　博正

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十五日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

東京都練馬区東大泉四丁目二七番四〇号

ＳＦＣビル二階　医療法人社団泉水会

清算人　丸山　徹雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月二十四日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により令和八年二月十三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

兵庫県揖保郡太子町松ヶ下二七四番地の一

医療法人社団上田内科クリニック

清算人　上田　久志

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月五日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

広島県東広島市西条御条町四番一九号

医療法人田渕皮膚科医院

清算人　田渕　富張

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月十三日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

佐賀県佐賀市大和町大字久池井三六二五番地

宗教法人實際軒

清算人　弁護士　小山　一郎

連絡先　佐賀県鳥栖市本通町一丁目八一三番地一三・篠原第二ビル二階

九州鳥栖・芯鋭法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月二十八日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、令和八年二月三日付けで解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

熊本県天草市亀場町亀川二五四番地

医療法人宮崎内科

清算人　宮﨑　昌子